

明治四十一年創業 中山道高宮宿
tanakaya-communication

株式会社田中家石材

発行 株式会社 田中家石材
住所 彦根市高宮町1-000-1
電話 0740(22)50000

HP●http://www.tanakaya-sekizai.com/
Mail●info@tanakaya-sekizai.com

全優店
全国優良石材店

石中家
田中家

VOL. 31

「お盆」です。お仏壇とお墓に手をあわせましょう。

お盆の時期は明治時代以前は、旧暦の七月十五日を中心に行っていました。新暦では、ひと月遅れの八月十五日を中心に東京近郊では七月十三日から十六日に、その他の府県では、ひと月遅れで行われることが多いようです。

「お墓」を建てる

一年の内で「お墓」を建立される時期は、「お盆」が一番多いようです。

近年は猛暑が続き、少し涼しくなった「お彼岸」に建立される方が増えています。

どちらも「佛様の日」で佳い時期だと思えます。その他は、年忌回りの年やお正月までに建てられます。

「年忌以外は建ててはいけない」という事はありません。

「年忌」には親族が集まるので、故人の納骨時のお墓参りの際、皆さんに対して「ハレ」がしますし手を合わせて頂けます。つまり、「年忌」の方が良いということです。

「お墓参り」に注意する点

お墓参りでは、仏花、線香、ろうそくの他にお供えを持って行かれます。その際に注意することは、お供えして手を合わせば「おさがり」になりますので、お供えを持ち帰って頂くことです。

お茶、ビール、お酒は置いておくことばれます。それが墓石に付き時間が経つと染み込み後に取り難くなります。

特にアルコール分が太陽光で焼けてしまうと取れません。もつと注意することは、当家が気を付けていても、「友人や生前お世話になった方」がお酒が好きだったからと、お参りの際、ビール等を上からかけられることもあります。

「お骨を自宅に置く」

お骨を自宅の仏壇や床の間に置くことは問題ありませんが、他人のお骨を永久に預かる事は無許可で納骨堂を経営する事になるので法律違反になります。お骨は、一般的に「一周忌か三回忌」までに「土に還して上げる」事が大切だと思います。地域によっては「四十九日」までに「納骨」されるところもあります。

「お墓を建てるまで」

「お墓」は業者に任せるだけでは、せっかくのご先祖様との機会を有効に使えません。

故人やご先祖の為に、家族が「想いを込めたこと」をされると大変喜ばれると思います。

そのひとつは、「写経」を書き「開眼納骨」の時に「お骨」と共に納めることです。一番多いのは「般若心経」です。

もうひとつは、当家のご先祖をできる限り「過去帳」を調べて半紙に書き上げ納めることです。お仏壇の「過去帳」でわからない場合は、お寺さんに尋ねると調べて頂けます。

「墓地の法律」

「墓地埋葬法」では、お墓の事を「墳墓」といい、「墳墓」とは、遺体を「埋葬」し、又は焼骨を「埋蔵」する施設をいいます。

「納骨堂」に安置する場合は埋めないの「収蔵」といいます。

「埋葬」とは土葬の事で「埋蔵」とは焼いた骨つまり「焼骨」の事をいいます。「埋葬」の遺体は「四ヶ月以上の胎児」を含みます。

法律では「埋葬または焼骨の埋蔵は墓地以外の区域に行ってはならない」と定めています。ただ、「遺髪、爪」「写真、位牌、紙」は法律の規制がありません。

「写経の作法」

写経の作法としては、お仏壇に燈明と線香を上げ、座敷卓の上で「数珠」を広げ、その中で書くこと尚よいと云われています。できれば、家族、お孫さんも書かれると喜ばれると思います。

「写経」等については宗派によって教義が異なるので、旦那寺の住職に尋ねるとよいでしょう。

「建立費用を出し合う」

家族、兄弟が皆さんで力を合せて、ご先祖の為に申し合えることが結局は自分にかえってくることになると思います。

嫁がれた娘さんや学生の孫であっても、お気持ちを出し合って頂きたいです。

「墓地の権利」

個人の土地に「お墓」は建てられません。「墓地埋葬法」の施行以前からの墓地は残っています。そして、「墓地」は「永代借地権」、「永代使用権」で、市町村などの自治体や寺院からの借地であり当然、固定資産や相続税はかかりません。相続税法上「墓所、霊廟および祭具ならびにこれに準ずるもの」つまり、墓石、仏壇も同様に非課税財産となっています。

墓地の境目や大きさが問題が起くる事がありますが、基本的に「借地使用権」なので登記できません。話し合いで折り合いをつけるしかありません。

当然、売買もできないので使用者同士の間金銭のやり取りは法律違反になります。仮に墓地の権利を主張された場合、「登記簿と納税証明書を見せて頂きましょう。

「開眼、納骨、年忌当日」

開眼、納骨の日取りは少なくとも、家族が揃ってお参りできる日を選んで頂き、お供えは故人の好んだものを選ぶ。例えば、甘いもの、好きな果物、お菓子、お酒、ビールも良いでしょう。できれば、お酒もビールも普段呑んでおられた銘柄にして上げましょう。

「開眼、納骨後の食事」

開眼、納骨、年忌が済むと揃って食事をされます。その際、故人を偲んで生前の思い出話をされると良いと思います。

できれば、ひとつ席（陰膳）を設けて、その席にコップと少し料理を置き、「故人がいます」がごとく接すること」が大切だと私はそう思います。

故人の生前写真も置いて上げてください。

「経営母体が変わる」

民営の墓地や寺院が第三者に渡った場合、墓石が建っている墓地は墓地の上に使用権があり経営母体が変わっても、まったく心配はありません。

お墓について

お墓を建て、お仏壇を安置しても、仏事やお墓参りをしなければ何の意味もありません。お墓、お仏壇とは、当家の「家の根」そのものであり、お仏壇の給仕、お墓参りを行い、年忌法要を行っておられる家は「ご先祖」「故人」の恩恵を受け、一家の繁栄と家族が皆んな幸せになつていくと思っております。お墓は「死者の家」ではありません。「ご先祖」を祀り、感謝と祈りの「祭壇」であり氏神さんに繋がる「依代」だと思っています。先祖のお墓、身近な故人のお墓を美しく保ち、祀り事を欠かさず行うことは、ご先祖、故人に、その心が通じ見守って頂けるものと信じます。